

救急救命士病院実習受入促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1 救急救命士病院実習受入促進事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 この補助金は、医療機関において救急救命士の資格を有する救急隊員の行う心肺蘇生等の救急救命処置の実習を行うための体制整備を促進することにより、救急救命士の資格を有する救急隊員の業務の高度化と資質の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3 この補助金の交付の対象となる事業は、別に定める「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、病院の開設者(救命救急センターを除く。)が行う救急救命士の病院実習受入促進事業とする。

(交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
1か所当たり 834千円	救急救命士の資格を有する救急隊員の病院実習受入促進事業におけるコーディネーター医等に必要な次に掲げる経費 1 コーディネーター医給与費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等) 2 賃金

(交付申請)

第 5 補助金の交付を申請をしようとするときは、別紙様式 1 による申請書を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の方法)

第 6 この補助金は、事業完了後精算払いとする。

(実績報告)

第 7 この補助金の事業実績報告は、事業完了の日、若しくは、廃止の承認を受けた日から起算して 1 か月を経過した日又は、交付決定をした年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに別紙様式 3 による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(交付の条件)

第 8 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、別紙様式 2 により知事の承認を受けなければならない。

ただし、次に定める軽微な変更の場合は、この限りでない。

補助金額に変更を生じないで、補助事業の各経費区分相互間におけるいずれか低い額の 20% 以内の経費の配分の変更の場合

補助事業の遂行過程で生じた事情変更等により、事業内容が変更するものであるが、その内容が軽微であり、補助金額に変更を生じることなく、また、事業目的に著しく影響を与えない場合

(2) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかななければならない。

(3) 補助金をその交付の目的以外の用途に使用したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(その他)

第 9 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 16 年 11 月 29 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 19 年 2 月 13 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。